

藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ仕様書

1. 目的

藤沢市におけるごみの品目分類等をインターネットで検索できる「ごみ検索システム」及びスマートフォン用アプリケーション「ごみ分別アプリ」を導入することで、ごみの分別及び資源化の促進を図るものである。

2. 履行期間

(1) 構築・検証期間（ごみ分別アプリの登録申請を含む）

2018年（平成30年）4月1日から同年5月31日まで

(2) 本稼働・保守管理期間

2018年（平成30年）6月1日から2019年（平成31年）3月31日まで

3. 開発業務委託内容

(1) ごみ検索システム

ア 構築・設定

(ア) 受託者が提供するごみ検索システムの基本機能に準じて、本市が求める仕様に沿った構築・設定を行うこと。

(イ) 原則として24時間365日利用可能であること。

イ 機能要件

別紙2「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ機能一覧」のとおり

(ア) ごみ検索（自由入力検索、登録ごみ検索、登録件数表示）

(イ) カレンダー（分別区分表示、アイコン、アイコン表示）

(ウ) ブロック登録（住所設定、自治会・町内会設定）

(エ) 外部リンク（ごみの出し方、大型ごみ申込、大型ごみ納付券・指定収集袋取扱店、環境関連動画の表示、ふじさわエコ日和）

(オ) その他（お知らせ内容表示、関連施設表示、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの表示）

(カ) 各種登録情報管理（品目、分別区分、番地、自治会・町内会、収集日等の登録管理、お知らせ内容管理、関連施設登録管理、広告バナー登録管理、お問い合わせフォームの管理）

(キ) 解析機能（アクセス解析、未登録ごみの検索回数、動画アクセス数、お問い合わせ数）

ウ 管理者環境

(ア) コンテンツ管理に当たっては、専用ソフトを使わず、ブラウザ（Internet

- Explorer 11) を通し、ID、パスワード認証にて管理画面にログインできること。
- (イ) 管理者権限の ID、パスワードを委託者に付与すること。
 - (ウ) 管理画面からごみ品目、お知らせ、関連施設、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの編集ができること。

エ システム構成

(ア) データセンター要件

- a 十分な性能を持ったサーバー等の機器を準備し、セキュリティ対策及び災害対策が施された日本国内の保管場所に設置すること。
- b ウイルス対策ソフト等により、常に最新バージョンを維持して感染を防止すること。

(イ) 情報セキュリティ対策

- a なりすまし等による不正アクセスやデータの盗聴・改ざんを防止するため、セキュリティには、ファイアーウォールの設置、通信における SSL 等の暗号化、セキュリティの脆弱性への即時対応等の万全の方策を行うこと。
- b 適正なウイルス対策を施すこと。
- c ウェブアプリケーションのセキュリティについては、「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」(別紙 3) に基づき、対応すること。

(ウ) システム使用料が必要な場合には、保守料に含むこと。

オ テスト実施

- (ア) 本格運用までにテストを段階的に行い、委託者の承認を得ること。
- (イ) テストの実施に当たっては、テスト実施内容及び結果が記載された成績表を提出すること。

カ 各種マニュアルの作成及び操作説明

- (ア) 管理者である本市職員が、運用を行うために必要な操作や知識を理解するための操作マニュアルを 5 部印刷し、データでも納品すること。
- (イ) 当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。
- (ウ) 導入前に本市職員 5 名を想定した操作説明を、マニュアルに沿って 2 時間程度行うこと。

キ 登録申請と配信

ごみ検索システムは藤沢市専用の Web サイトとして構築し、インターネット上で配信されるまでの一切の手続きを行うこと。また、URL を市が指定する日までに納品すること。

(2) ごみ分別アプリ

ア 構築・設定

- (ア) 受託者が提供するごみ分別アプリの基本機能に準じて、本市が求める仕様に沿った構築・設定を行うこと。
- (イ) 原則として24時間365日利用可能であること。

イ 機能要件

別紙2「藤沢市ごみ検索システム及びごみ分別アプリ機能一覧」のとおり

- (ア) ごみ分別辞典（自由入力検索、登録ごみ検索、分別区分ごみの出し方表示）
- (イ) カレンダー（収集日程カレンダー表示、分別区分表示、アイコン説明表示、アイコン表示、今日・明日の分別区分表示）
- (ウ) ブロック登録（住所登録、自治会・町内会登録）
- (エ) 外部リンク（大型ごみ申込、環境関連動画、ふじさわエコ日和）
- (オ) その他（お知らせ内容表示、関連施設表示、大型ごみ納付券・指定収集袋の取扱店表示、通知機能、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの表示）
- (カ) 各種登録情報管理（品目、分別区分、番地、自治会・町内会、収集日等の登録管理、お知らせ内容管理、大型ごみ納付券・指定収集袋取扱店登録管理、関連施設登録管理、広告バナー登録管理、お問い合わせフォームの管理）
- (キ) 解析機能（ダウンロード解析、未登録ごみの検索回数、動画アクセス数、お問い合わせ数）

ウ 管理者環境

- (ア) コンテンツ管理に当たっては、専用ソフトを使わず、ブラウザ（Internet Explorer 11）を通し、ID、パスワード認証にて管理画面にログインできること。
- (イ) 管理者権限の ID、パスワードを委託者に付与すること。
- (ウ) 管理画面からごみ品目、お知らせ、関連施設、大型ごみ納付券・指定収集袋の取扱店、お問い合わせフォーム機能、広告バナーの編集ができること。

エ システム構成

(ア) データセンター要件

- a 十分な性能を持ったサーバー等の機器を準備し、セキュリティ対策及び災害対策が施された日本国内の保管場所に設置すること。
- b ウイルス対策ソフト等により、常に最新バージョンを維持して感染を防止すること。

(イ) 情報セキュリティ対策

- a なりすまし等による不正アクセスやデータの盗聴・改ざんを防止するため、セキュリティには、ファイアウォールの設置、通信における SSL 等の暗号化、セキュリティの脆弱性への即時対応等の万全の方策を行うこと。

- b 適正なウイルス対策を施すこと。
- c ウェブアプリケーションのセキュリティについては、「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」(別紙 3)に基づき、対応すること。

オ テスト実施

- (ア) 本格運用までにテストを段階的に行い、委託者の承認を得ること。
- (イ) テストの実施に当たっては、テスト実施内容及び結果が記載された成績表を提出すること。

カ 各種マニュアルの作成及び操作説明

- (ア) 管理者である本市職員が、運用を行うために必要な操作や知識を理解するための操作マニュアルを 5 部印刷し、データでも納品すること。
- (イ) 当該マニュアルは、文字中心ではなく操作画面を多用し、わかりやすくすること。
- (ウ) 導入前に本市職員 5 名を想定した操作説明を、マニュアルに沿って 2 時間程度行うこと。

キ 登録申請と配信

- (ア) ごみ分別アプリは藤沢市専用のアプリケーションとして構築し、iPhone 向けアプリは「App Store」、Android 向けアプリは「Google Play」への登録申請、配信までの一切の手続きを行うこと。また、ごみ分別アプリに係る QR コードを市が指定する日までに納品すること。
- (イ) ごみ分別アプリを各ストア内で検索する際、「藤沢市」などの言葉で検索結果に反映されるように対策を行うこと。
- (ウ) ごみ分別アプリのインストール、更新、その他すべての内容について利用者の負担なく配信すること。

4. 運営管理業務委託内容

(1) ごみ検索システム及びごみ分別アプリに係るシステム保守

- ア 履行期間中は、コンテンツの更新のほか、追加費用なくハードウェア及びソフトウェアの保守を、事業者が実施すること。
- イ システムの定期的なメンテナンス作業を行うこと。
- ウ 予防保守のための物品交換が必要となる場合は、受託者は追加費用なしに物品を用意し保守、交換等を行うこと。
- エ データ及びシステムのバックアップを毎月 2 回以上行うこと。
- オ ブラウザのバージョンアップに対応すること。

(2) 問い合わせ対応

- ア 管理者である本市職員からの問い合わせに対応する窓口を用意し、原則として平日(月～金) 8:00～16:45 に、メール・電話による問い合わせを

可能とすること。

イ 管理者である本市職員と同じ画面を確認しながら回答ができる環境を整えること。

(3) 障害対応

ア 障害発生時には、速やかに復旧作業等に対応すること。

イ 障害発生時には、障害対応用の問い合わせ窓口を用意するとともに、休日・夜間においても、追加費用なく問い合わせ対応を可能とすること。

ウ 障害発生時に必要な場合は、保守技術者を派遣し状況把握、障害箇所の特定、影響範囲の調査、復旧作業を速やかに行うとともに、同様の障害が発生しないよう予防措置を講じること。

エ 同一の原因により同種の障害事例が複数発生しているときは、障害が未だ発生してない場合についても必要な対策を施すこと。

オ 受託者は障害対応時には必ず対応経過、原因、処置などをまとめて報告書として委託者に速やかに提出すること。

(4) 業務の指示及び監督

ア 受託者は業務を実施するに当たり、当該契約に基づき委託者と常に密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けること。

イ 受託者は業務の遂行上必要と認めるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、事前に担当者と協議し、決定するものとする。

(5) 成果品

受託者は委託者に対して業務内容についての報告書を月毎に1部提出すること。提出期限はその月の業務完了後2週間以内とする。同様に、委託者は月毎に受託者に対して委託料を支払うものとする。また、受託者は契約時に業務で使用するWebコンテンツ及びアプリケーションをデータで提出すること。なお、納品物のうちソースコードを除くデータは、オープンデータとして二次利用できるよう著作権を整理したうえで納品すること。

(6) 著作権等

ア 受託者は、委託者が成果物を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。

イ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意することとする。

ウ 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条

までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡することとする。

エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。なお、ごみ検索システム及びごみ分別アプリコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「現著作物」という。）である場合には、現著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採ったうえで本業務にあたることとし、現著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。

オ 当該ごみ検索システム及びごみ分別アプリコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により現著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

(7) その他

ア 成果品の管理及び帰属は全て委託者とする。

イ 受託者は受託業務に係る情報を目的以外に使用してはならない。

ウ その他の付随する業務及び本業務委託の詳細について、受託者は委託者との協議が必要な場合は、その都度委託者と協議の上、決定するものとする。

5. 特記事項

(1) 受託者は業務を実施するに当たり、委託者の定める「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」(別紙4)を遵守すること。

(2) 受託者は、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第3章の各取組項目を実施するよう努めること。

以上